

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を、「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に改める。

第二十条第三項中「百分の七十」の後に、「と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」を加える。

第二十三条第二項第一号中「加算した額に」の後に、「六月に支給する場合には」を、「百分の百二・五」の後に、「十二月に支給する場合には百分の百十」を加える。

第二十三条第二項第二号中「勤勉手当基礎額に百分の五十」を、「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

行政職給料表

別表第一  
(第三条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000				
87	266,500	306,100	356,100	397,400				
88	266,800	306,400	356,500	397,800				
89	267,100	306,700	356,700	398,100				
90	267,400	307,000	357,100	398,600				
91	267,700	307,300	357,500	399,000				
92	268,000	307,600	357,900	399,400				
93	268,300	307,800	358,100	399,700				
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					

98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号イ中「二万二千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同号ロ中「四万四千元」を「六万四千二百円」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「最初の月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特別急行列車等」に、「以下同じ」を「第一号において同じ」に、「運賃等相当額に規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を運賃等相当額とみなして前項の規定により算出した額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第五項とする。

一 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 特別料金等相当額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第二項の規定による額

第十二条第三項中「並びに前項第二号及び第三号に定める額」を、「第二項第二号に定める額、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額等」という。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第五項において「特別急行列車等」という。）が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額」に、「同項」を「前二項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇所当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十五条第一項中「給料額」を「給与額」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「給料額」を「給与額」に、「給料月額」の下に「及び寒冷地手当の月額合計額」を加える。

第二十条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」を「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の百一・五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十七・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

### （給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- （規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。